

第 71 回香川県新型コロナウイルス対策本部会議
持ち回り（書面）開催 議事概要

日付 令和 3 年 8 月 25 日（水）

議題 1 「本県の現状について」

[結果]

昨日 24 日現在で、直近 1 週間の累積新規感染者数は 640 人、人口 10 万人当たりでは、66.9 人にのぼっているほか、病床のひっ迫具合を示す確保病床の使用率は 56.8%、入院率は 16.7%、療養者数は人口 10 万人当たりで 87.7 人となっており、いずれも国のステージⅣの目安とされる数値を超える厳しい状況が続いている。

本県における感染者の特徴としては、30 歳代以下の新規感染者の割合が 65%を占め、依然として若い世代での感染拡大が中心となっている。

また、感染者の行動歴として、会食・外食等の機会があった者の割合は 39%を占め、それが 2 次感染につながり、家庭や職場などで広がっている。

さらに、居住地で見ると、7 月下旬の時点では、県全体の感染者のうち、約 8 割が高松市に集中していたが、8 月に入ってこれまでの間、高松市の割合が相対的に低下し、他の市町にいわゆるしみ出しが生じてきており、市町間で差はあるものの、新規感染者の数が高松市以外の市町において急拡大している。

パネル 4 のとおり、当初、直近 1 週間の 10 万人あたり累積新規感染者数 25 人以上に該当するのは高松市だけだったが、現段階では全ての市町が該当している。

議題 2 「本県における今後の対応について」

[結果]

8 月 20 日から 9 月 12 日までの間、まん延防止等重点措置を実施しており、県民の皆さまには、日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛についての協力や混雑した場所等への移動の半減などを、また、事業者の皆さまには、テレワークの活用や休暇取得の促進などにより、出勤者の 7 割削減を目指していただくことや大規模な集客施設の営業時間の短縮等についてご協力いただくことなどを要請するとともに、重点措置区域である高松市内の飲食店には、営業時間の短縮や酒類提供の停止、カラオケ設備の利用自粛を要請している。

これらのまん延防止等重点措置の対策を今後も着実に実施していかなければならないが、措置区域である高松市以外にも感染が急拡大していることなどを踏まえ、今般、人流を抑制するとともに、「大人数・長時間の飲食」「マスクなしでの会話」といった場面が生じやすく感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、措置区域である高松市以外の飲食店について

も、特措法第24条第9項に基づく協力要請として、営業時間の短縮の要請を行うこととする。

飲食事業者の皆様には、4月から6月にかけて、4回にわたる営業時間短縮の要請、また、高松市内で飲食店を営む事業者の皆様には、8月に入ってから、5回目、6回目の要請にご協力いただいております、改めて心からお礼申し上げます。

国によるまん延防止等重点措置の適用を受け、感染者数の増加の多い高松市内に限定し、現在6回目の時短要請をしているが、このたび県内全域での感染者数の増加を踏まえ、飲食店への営業時間短縮要請については、県独自の措置としての対象範囲を県下全域とし、高松市以外の飲食店の皆様へ、8月27日から9月12日まで、営業時間の短縮要請を新たにお願ひする。対象となる事業者の皆様には、一段とまたご負担、ご迷惑をおかけすることになるが、何卒、ご理解とご協力をいただくよう、お願ひ申し上げます。

なお、8月27日の0時からの実施であるので、26日の夜24時を過ぎての営業は、時短に沿わないこととなる。実施まで短い期間となるが、ご理解いただきたい。

現在、実施している高松市内の飲食店への、8月20日から9月12日までの営業時間短縮の協力要請（第6次）については、特措法第31条の6第1項に基づく要請であるが、この度の、高松市以外の飲食店への、8月27日から9月12日までの営業時間短縮要請（第7次）については、特措法第24条第9項に基づく協力要請となる。

高松市以外の飲食店に対する、今回の第7次要請については、夜間営業している飲食店に対し、営業時間を午前5時から午後8時までとし、酒類の提供は午後7時までとするもので、かがわ安心飲食店認証制度の飲食店に限り、通常営業を行う、又は、営業時間の短縮を行う、のどちらかを選択可能とさせていただきます。この点については、現在、高松市内の飲食店の皆様に対するまん延防止等重点措置としての要請内容とは異なっているので、ご理解いただきたい。

営業時間短縮要請に、全面的にご協力いただいた飲食店には、協力金をお支払いするが、今回の第7次要請については、準備の都合上等やむを得ない理由により8月27日から時短営業等を行うことが困難な場合、遅くとも8月28日（土）から9月12日まで営業時間短縮等を行うことが支払い要件となる。すなわち1日の猶予を設け、28日から時短営業を実行すれば、協力金支払いの対象とするもので、大規模集客施設に対する協力金と同じ取扱いとしており、ご理解いただきたい。

飲食事業者の皆様のご理解とご協力を重ねてお願ひ申し上げます。

なお、このたびの営業時間短縮の協力金にかかる補正予算については、明日、専決処分することとしている。

議題3「その他」

[結果]

(Go To Eat キャンペーンに係る本県の対応について)

飲食店への営業時間の短縮要請を県内全域に拡大することから、これにあわせて、8月27日から9月12日までの期間中、午前0時から午前5時まで及び午後8時から午後12時までの時間帯について、県内全域でのGo To Eat キャンペーンにおける食事券及びオンライン予約ポイントの利用自粛の呼びかけを行うよう、改めて、このキャンペーンの実施主体である農林水産省に依頼する。

ただし、登録飲食店が実施するテイクアウト、デリバリー及び高松市以外の地域にある「かがわ安心飲食店認証制度」による認証店での利用については、利用自粛の呼びかけの対象から除くこととする。

(新型コロナウイルスワクチンについて)

ワクチンの有効性については、厚生労働省によると、発症予防効果で熱や咳が出るのが約70～95%少ないことがわかっている。

また、安全性については、接種後の痛みや疲労感、頭痛、関節痛、発熱が副反応としてあるが、いずれの症状も数日以内に回復していると聞いている。

8月1日以降のワクチン接種人数と感染者数についての検証を行った結果、発症者数による比較については、2回接種済みの者とそれ以外の者では、発症者数が大幅に減っている。また、無症状者を含む感染者数の比較については、2回接種済みの者とそれ以外の者では感染者数が大幅に減少している。

こうしたことから、ワクチンの効果等をご理解いただき、積極的なワクチンの接種をお願いする。

当該事項は、書面審議により、原案どおり了承された。